

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 31 日 (火) 第 93 号 の 5



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 都市計画区域内の用途地域の指定のない区域における容積率等の指定の一部改正
(建築課取扱い) 1
- 議 会 訓 令
- 鹿児島県議会公印規程の一部を改正する訓令 (※) (総務課取扱い) 1
- 人 事 委 員 会 規 則
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (※)
(総務課取扱い) 2
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 (※)
(職員課取扱い) 2

告 示

鹿児島県告示第378号

平成16年5月11日鹿児島県告示第951号(都市計画区域内の用途地域の指定のない区域における容積率等の指定)の一部を次のように改正し、令和2年3月31日から施行する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

本文中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第7号」に改める。

表を次のように改める。

区 域	法第52条第1項第7号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号ニの規定により定める数値	法別表第3(ニ)欄の5の項の規定により定める数値
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域(鹿児島市及び南大隅町の旧根占町の区域を除く。)	10分の40	10分の7	2.5	1.5

議 会 訓 令

鹿児島県議会訓令第2号

鹿児島県議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

鹿児島県議会議長 外菌勝蔵

鹿児島県議会公印規程の一部を改正する訓令

鹿児島県議会公印規程(昭和30年鹿児島県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。
別表鹿児島県議会産業経済委員長印の項及び鹿児島県議会企画観光建設委員長印の項を次のように改める。

鹿児島県議会産業観光 経済委員長印	方 20	鹿 児 島 県 議 会 産 業 観 光 経 済 委 員 長 印	総 務 課	公文書用
鹿児島県議会企画建設 委員長印	方 20	鹿 児 島 県 議 会 企 画 建 設 委 員 長 印	総 務 課	公文書用

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 1 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年鹿児島県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改める。

別表第 2 中「一般社団法人地方税電子化協議会」を「地方税共同機構」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

.....

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 2 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年鹿児島県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に、「あつて」を「あつて」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。